

令和5年度第10回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 令和6年1月9日(火)午後 2時30分開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階農業委員会会議室

3 出席委員(15名)

1番	梅澤孝雄	2番	眞野文雄
3番	足立正道		
5番	牛玖良一	6番	鈴木孝徳
7番	林重孝	8番	山崎宏
9番	立田正人	10番	藤崎光弘
11番	太田原修	12番	江川昌子
13番	三門増雄	14番	兼坂仁
15番	石田和久(議長)		

4 欠席委員(1名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和5年度第10次農地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 岩井 一徳

主査補 飯田 啓市

◎開 会

午後 2 時 3 0 分開議

◎諸般の報告

○事務局長

明けましておめでとうございます。

それでは定刻となりましたので、ただ今より 令和 5 年度第 1 0 回農業委員会総会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

屋内外でのマスクの着用につきましては、個々の判断によるものとなっております。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

次回の総会は、令和 6 年 2 月 9 日（金）、会場は市役所 1 号館 6 階 農業委員会会議室におきまして、午後 2 時 3 0 分から開催いたします。

以上です。よろしく申し上げます。

◎開会の宣言

○議長

皆様、改めまして、新年明けましておめでとうございます。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席委員は 1 4 名で、佐倉市農業委員会 会議規則第 7 条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和 5 年度第 1 0 回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長

日程第 1 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本総会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

————（異議なしの声あり）————

○議長

異議はないものと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長

日程第 2 会議録署名人の選任について議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

————（異議なしの声あり）————

○議長

異議はないものと認めます。それでは、議長から指名いたします。

議席番号 1 2 番 江川 昌子委員、議席番号 1 3 番 三門 増雄委員を、会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長

日程第3 議案を上程いたします。

本日の上程議案は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和5年度第10次農地利用集積計画の決定について

以上、3議案でございます。

本総会につきましては、事前に議案をお配りし、事案について審査をお願いしております。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明を、お願いいたします。

◎議案第1号の説明

○事務局長

議案について、ご説明申し上げます。

総会議案の1～2ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について、7件12筆の審議を求めるものでございます。

詳細につきましては、議案書、許可要件調査書等をご参照くださるよう、お願いいたします。以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がありました。

議案第1号 第1項につきましては、山崎委員が関係する案件でございますので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願いします。

————（山崎委員退席）————

○議長

山崎委員が退席いたしましたので、議案第1号 第1項の調査報告を兼坂委員よりお願いいたします。

○兼坂委員

議席番号14番 兼坂です。議案第1号 第1項の調査報告をいたします。

●●●に住む権利者の ●● ●さんは、ブルーベリー栽培・加工、露地野菜栽培を行っております。

義務者 ●●●に住む ●● ●●さん・●●●さんは、権利者の●●●さんの耕作地の隣に畑を所有しており、売却について●●●さんに申し出たことから話がまとまり、●●●の畑 1筆 ●●●●㎡を購入することとなりました。

特に問題は無いものと思われまます。よろしくご審議の程お願いします。

○議長

ありがとうございました。

それでは審議を行います。

何か、ご質問等がありましたら、お願いします。

————（発言者なし）————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

議案第1号 第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 第1項は、許可と決しました。
山崎委員を入室させてください。

————（山崎委員入室）————

○議長

続きまして議案第1号 第2項の調査報告につきましては、私 石田から報告いたします。

議席番号15番 石田です。議案第1号 第2項の調査報告をいたします。

●●に住む権利者の ●● ●●さんは、露地野菜と水稲を栽培しております。
農業経営の規模拡大と効率化を図るため、同じ地区に農地を所有している義務者 ●●に住む ●● ●●さんに相談したところ話がまとまり、●●直弥の水田 ●筆 合計 ●●●●㎡を贈与により譲り受けることとなりました。

特に問題は無いものと思われまます。よろしくご審議の程お願いします。

それでは審議を行います。

何か、ご質問等がありましたら、お願いします。

————（発言者なし）—

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第1号 第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。

よって議案第1号 第2項は、許可と決しました。

続きまして議案第1号 第3項の調査報告につきましても、私 石田から報告いたします。

議席番号15番 石田です。議案第1号 第3項の調査報告をいたします。

権利者である●●に住む ●● ●●●さんは、大和芋を中心とした農業経営を行っております。

農業経営の規模拡大と効率化を図るため、同じ地区に農地を所有している義務者 ●●に住む ●● ●●さんに相談したところ話がまとまり、●●の畑 ●筆 合計 ●●●●●㎡を購入することとなりました。

特に問題は無いものと思われまます。よろしくご審議の程お願いします。

それでは審議を行います。

何か、ご質問等がありましたら、お願いします。

ございませんか。

————（発言者なし）————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第1号 第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 第3項は、許可と決しました。

ころ話がまとまり、●●の畑 ●筆 ●●●●●●㎡を取得することとなりました。
特に問題は無いものと思われます。よろしくご審議の程お願いします。

○議長

ありがとうございました。
それでは審議を行います。何か、ご質問等がありましたら、お願いします。

————（発言者なし）————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。
お諮りいたします。
議案第1号 第5項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 第6項は、許可と決しました。
続きまして議案第1号 第7項の調査報告を事務局よりお願いします。

○事務局

事務局 飯田です。議案第1号 第7項の調査報告をいたします。
権利者である 佐倉市●●●の ●●●● ●●●●●●●●●●は、ハーブ類の生育調査及び研究を行うため、研究所隣接に畑を所有している、義務者 ●●に住む ●● ●●●さんに相談したところ話がまとまり、●●の畑 ●筆 ●●●●●●㎡の内、●●●㎡に賃借権を設定し、調査研究のため使用するものです。
通常ですと、農地の売買・貸し借りは、農地法第3条の規定により、相手方が農業者の場合、または農地所有適格法人の場合に限られております。
ただし、今回の案件は不許可の例外の規定に該当します。
どういうことかと申しますと、農地法施行令第2条第1項「イ」の抜粋となりますが、「その権利を取得しようとするものが法人であって、法人の主たる業務の運営に欠くことができない調査研究のために行われることと認められること。」と規定されており、まさに今回のケースに合致しております。
このため、特に問題は無いものと思われます。
ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。
それでは審議を行います。何か、ご質問等がありましたら、お願いします。

————（発言者なし）————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。
お諮りいたします。
議案第1号 第7項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 第7項は、許可と決しました。
続きまして議案第2号についてでございます。
それでは、事務局の説明をお願いします。

————（発言者なし）————

○議長

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦労さまでございました。

————（申請人退席）————

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。
お諮りします。

議案第2号 第1項について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。

よって議案第2号 第1項は、許可相当と決しました。

続きまして議案第2号 第2項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局長

議案第2号 第2項について説明いたします。

申請者 ●●●●●●●●に住む ●● ●●さんは、自分の次男が住む 佐倉市●●の住宅への通路の幅が狭く、自家用車を駐車すると幅が一杯になってしまい、人間が通行するのに大変不便な状況となっていることから、隣接する畑を駐車場用地として、転用を伴う無償贈与をするものです。

申請地は、●●さんの親類で、●●●●●●●●に住む ●●●● ●●●さんが所有しており、相談したところ話がまとまり、無償贈与されるとのことでした。

駐車台数は、近隣に住む●●さんの親類の車両2台を併せて、合計4台分の駐車場とするもので、現状の状態で使用するものです。

申請地は、●●●●●●●●沿い、●●●●●●●●の西側に位置する市街化調整区域内の10ヘクタールの集団性がない農地であり、第2種農地と思われます。

許可要件につきましては、議案第2号 第2項の許可要件調査書及び位置図のとおり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおりますので、申請人を入場させてください。

————（申請人入場）————

○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請の概要について、ご説明をお願いいたします。

なお、発言する際には挙手の上、議長の許可を求めてください。

○申請人

失礼いたします。

私、申請人 ●● ●●さんの代理人で、行政書士の●●と申します。

よろしく申し上げます。

今回の農地法5条の申請ですが、概要としましては、この ●● ●●さんの次男と、近隣に住む親族の方の駐車場として使いたいということで、今回申請をさせていただくことになりました。

土地につきましては、現状草刈を中心とした管理をしている状況です。

仕様につきましては、特に砕石を敷いたり工事をするのではなく、このまま 合計4台分の駐車場として利用するという計画で申請をさせていただいております。
以上です。

○議長

ありがとうございました。
ただいま、申請人より説明がございましたが、何か質問等がございましたらお願いします。

○立田委員

議席番号9番 立田です。
文化財保護の関係で、市の教育委員会との協議済みということですが、現在の状況と今後のスケジュールについて教えてください。

○申請人

佐倉市の文化財保護についての部分なのですが、文化課の方と協議させていただいております、特に今回は実際の工事を行わないということで、特に手続きは必要ないということでお話をいただいております。
以上になります。

○議長

よろしいですか。
他に何かございますか。

————（発言者なし）————

○議長

よろしいですか。
ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。
ありがとうございました。

————（申請人退席）————

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。
お諮りします。
議案第2号 第2項について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。
よって議案第2号 第2項は、許可相当と決しました。
続きまして、議案第3号について事務局の説明を求めます。

◎議案第3号の説明

○事務局長

議案第3号につきまして、ご説明をさせていただきます。
総会議案4ページをご覧ください。
令和5年度第10次農用地利用集積計画の決定については、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画(案)の提出があったので、審議を求めるものです。
利用権の種類といたしましては、使用貸借件の設定は、1件 1筆 1,793㎡。
賃貸借権の設定は、9件 36筆で 50,585㎡でございます。

いずれも、利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

詳細については、総会議案の5ページから8ページをご参照の程、お願いいたします。
以上でございます。

○議長

事務局より、議案第3号について説明がありましたが、ご質問ご意見等がございましたら、お願いします。

————（発言者なし）————

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第3号につきまして、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第3号は、承認と決しました。
続きまして、報告事項をお願いします。

◎報告事項

○事務局長

報告事項ですが、総会議案9ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による相続に関する届出が 8件。

10ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出が 1件。

11～12ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出が 5件。

13ページをご覧ください。利用権の中途解除に係る通知が 1件。

14ページをご覧ください。地目変更登記に係る法務局からの意見照会が 3件。

となっております。

以上、報告いたします。

○議長

それでは、本日提案をいただきました議案につきまして、審議が終了いたしました。

以上を持ちまして、令和5年度第10回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。